

「地域課題に取り組むNPO等に対する運営支援」業務 委託仕様書

1 趣旨・目的

人口減少や少子高齢化社会が進む中、NPO等や地域団体による地域課題への取り組みが重要となっている。そのような地域団体やNPO等が自立して活動を継続できることを目指し、団体の運営基盤の強化を図る支援を実施する。

2 業務の概要

地域課題に取り組むNPO等や地域団体に対して、運営基盤の強化を図る目的のセミナー等の実施や相談窓口の設置による支援業務（以下「委託業務」という。）を行う。

2.1 支援対象者

委託業務における支援の対象者（以下「団体」という。）は以下のとおり。

- ① 令和5年度「地域課題に取り組むNPO等補助金」の採択団体
- ② ①以外の、神戸市内における地域課題に取り組む神戸市内に活動拠点を有する団体

2.2 募集事業者

神戸市の所管するNPO法人数は742（令和4年12月31日現在／引用：内閣府NPOホームページ）と政令指定都市の中でも5番目に多く、任意団体等を含めると支援対象団体は相当数に及ぶ。このことから、市内全域の支援対象団体が利用しやすい実施体制を整えるため、相談窓口を2か所以上設置することとする。これに合わせ、募集事業者については、1か所以上の相談窓口の設置を必須とし、最大で2事業者と契約する。

なお、相談窓口の設置場所及び支援対象エリアについては、応募する事業者の提案によるものとする。

※共同事業体（コンソーシアム）等で応募するなど、1団体で市内全域を支援する提案を行う場合は、設置する相談窓口を2か所以上提示することとし、契約の相手方は1事業者のみとする。

※支援対象エリアについては、審査の結果、契約の相手方の候補者となった事業者と神戸市との間で実施する契約締結の協議において、調整を行う場合がある。

2.3 運営基盤強化のための支援内容について

「運営基盤」とは、安定的・継続的な組織運営を可能にするための組織の基礎的な力のことを指す。運営基盤強化として、団体に対して以下に列挙する分野における支援業務を実施すること。

① 団体の財務状況の改善、向上（会計事務）

支援対象となる団体が、財務状況の分析、評価、改善を図ることで、自立的かつ安定的に活動を行えるような財務基盤の確立を目的とする。

② 団体の中期計画の策定（ビジョン・ミッションの整理）

支援対象となる団体が、ミッション・ビジョンの整理を行ったうえで、中期的な成長戦略を構築する。ミッションの明確化・再確認・共有を通してスタッフの意識向上を図る。

③ 団体の人材開発

支援対象となる団体が、労務環境をはじめとする人材開発に必要な課題を分析、評価し、改善を図ることで、人材の開発や組織の自立的かつ安定的な運営を図る。

④ 組織内統制の確立（ガバナンス強化）

支援対象となる団体が、判断基準を明確化した行動規範の作成、業務の可視化や責任・権限の明確化を行うことで公正な運営の確立を目的とする。

⑤ 団体の資金調達力（ファンドレイジング）の強化（資金の調達、人材の確保）

支援対象となる団体が、広く市民からの支持を得て、自立的かつ安定的に活動を行うために、会員や寄附者、ボランティアなどを増やすことを目的とする。

⑥ 広報発信力の強化（広報・発信）

支援対象となる団体が、ミッション・ビジョンの開発や見直しを通じ、自らの団体への共感を広げるための広報発信力を強化する。

⑦ 多様な主体の交流の促進

支援対象となる団体が、多様な主体間のネットワークを広げることで、地域における顔の見える関係づくりの支援をする。協働を推進する機能の充実を図るとともに、市民、地域団体や市民活動団体、事業者、教育機関など、多様な主体が集い、それぞれの地域における情報や課題、まちづくりの理念、地域の将来像を共有できる機会づくりを促進する。

⑧ 団体の立ち上げ支援

活動を始めたばかり、もしくはこれから活動を始めるにあたって、団体としての基盤づくりなど初期段階の支援を行う。

⑨ その他

支援対象となる団体の活動基盤の強化に関して、各団体の実情に応じた支援を行う。

2.4 他事業等との連携

- ・神戸市の実施する「協働コーディネート」業務の受託事業者と連携しながら進めること。
- ・2事業者と契約する場合は、受託事業者同士においても連携しながら進めること。

3 実施業務

2.1の支援対象団体に対し、2.3に示す各分野について、以下に示す内容を踏まえた多面的な支援業務を実施する。なお、各業務における広報活動も委託事業者が行うこととする。その場合も、2.4に示す「協働コーディネート」業務及び各エリアの受託事業者同士で連携すること。

3.1 セミナー等業務

- ・2.3に示す各分野について、そのノウハウ等を学ぶセミナー等を実施する。

- ・方法については委託事業者の提案によるものとし、セミナー、ワークショップなど実施形式は問わない。
- ・2.3に示す各分野について、必ずしもすべてを個別に実施する必要はなく、効果的な発信のため、複数分野を組み合わせたプログラムとすることも可とする。ただし、どのような形式であっても、委託期間内に8回以上、プログラムを実施すること。
- ・会場の確保、準備等も業務に含むこととし、費用も委託費の範囲において執行すること。
- ・団体の参加費は無料とすること。
- ・参加希望団体が多数の場合は、神戸市が実施する「地域課題に取り組むNPO等補助金」の採択団体を優先すること。
- ・プログラムの内容等については、委託契約締結後速やかに実施計画書を提出し、神戸市と協議の上、実施内容を決定すること。

3.2 相談事業

- ・団体運営上の相談について、相談体制を整え対応を行う。
- ・相談への対応方法については委託事業者の提案によるものとし、相談窓口の設置、アウトリーチ型の出張対応など形式は問わないが、相談対応にかかる人的体制等について明確にするとともに、相談対象となる団体等へもその内容について広く周知すること。
- ・週に1回以上は、対象者からの相談を受けられる体制を整えること。
- ・委託期間内に延べ70団体以上、相談対応を行うこととし、必要に応じて対象となる団体等に対し積極的かつ能動的なアプローチも取り入れること。
- ・相談対応に伴う相談場所の設置、通信費、人件費、交通費等も委託費の範囲において執行すること。
- ・団体の相談費は無料とすること。
- ・相談体制については、委託契約締結後速やかに実施計画書を提出し、神戸市と協議の上、実施体制を決定すること。

4 連絡調整

- ・本委託業務は、共同事業体（コンソーシアム）での受託も想定されるほか、他の事業との連携も必要になることから、神戸市による日程調整に基づき、神戸市及び神戸市が指定する関連事業者による情報交換を兼ねた報告会議を、契約期間終了までの間に3回以上開催することとする。
- ・業務を受託する事業者においては、報告会議への参加を必須とする。
- ・その他委託業務の実施において必要な事項については、神戸市および委託事業者間で適宜連絡調整を行うこと。

5 業務報告

- ・契約期間内に以下の内容を盛り込んだ業務報告書を提出すること（報告書作成費も委託費に含む）。
 - 実施した委託業務の概要、利用団体数（人数）、委託業務を通じた成果・課題

○委託業務実施による効果等

○令和5年度の業務実施を踏まえた次年度以降に向けた提言

- ・契約期間内に神戸市から経過報告を求められた際は速やかに報告をすること。
- ・トラブルが生じた場合は速やかに対応策を講じるとともに、即時、市に報告すること。その後、追って詳細及び対応結果についても市に報告すること。

6 委託事業費（契約上限額）

- ・相談窓口を1か所以上設置する1事業者あたり 金4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）
（2事業者合計 金8,000,000円（消費税及び地方消費税を含む））

※2か所以上の相談窓口を設置する1事業者のみと契約締結する場合は、
1事業者あたり 金8,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

7 契約期間

- ・契約締結日から令和6年3月24日まで

8 その他

- ・委託事業者は本業務を通じて取得した個人情報について、個人情報の保護に関する法律等に基づき、適正に取り扱うこと。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により業務の遂行に大きな支障が出る場合は、あらかじめ神戸市と対応を協議すること。
- ・この仕様書に明記されていない業務については、その都度神戸市と十分協議すること。